令和　　年　　月　　日

保　護　者　様

栃木市立大平東小学校長　　亀田　浩史

学校感染症による出席停止について

お子さんは、学校感染症（　　）にかかりましたので、学校保健安全法第１９条に基づき、出席停止を指示します。

医師の注意をよく守り、静養してください。

なお、**登校する場合は、医師の許可を得て、証明書を学校へ提出してください。**

１．対象者　　年　　組　　児童氏名

２．出席停止の期間　　**医師の許可が出るまで**

３．出席停止になる感染症と期間

（第１種）
- エボラ出血熱　・クリミア　・コンゴ出血熱　・ペスト
- マールブルグ病　・ラッサ熱　・急性灰白髄炎
- ジフテリア　・南米出血熱　・痘そう
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）
- 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定するものをいう）

（第２種）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）（発症した後 5 日を経過かつ解熱した後２日を経過するまで）
- 百日咳（特有の咳が消失するまで）
- 麻しん（解熱した後３日を経過するまで）
- 流行性耳下腺炎（耳下腺の腫脹が消失するまで）
- 風しん（発疹が消失するまで）
- 水痘（すべての発疹が、痂皮下するまで）
- 咽頭結膜熱（主要症状が消退した後２日を経過するまで）
- 結核（病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで）
- 髄膜炎菌性髄膜炎

（第３種）
- 腸管出血性大腸菌感染症　・流行性角結膜炎　・コレラ
- 細菌性赤痢　・急性出血性結膜炎　・腸チフス　・パラチフス
- その他の感染症

※　ただし症状により学校医、その他の医師において、その感染症の予防上支障がないときは、この限りではありません。